

未来に向けた保育施策のあり方(令和6年度版)の概要

1. 保育に係る現状と今後の保育需要等の見通し

(1) 保育に係る現状

- ・増大する保育需要に対応するための積極的な保育施設の整備や就学前児童人口の減少等により、待機児童が解消しつつある。

(2) 今後の保育需要等の見通し

- ・就学前児童人口の減少により、保育利用児童数及び保育施設数も減少していくと想定される。

2. 保育を取り巻く今後の課題

○全国的にも待機児童が解消されていく中で「質」が重視される時代に移行してきている。

(1) 特別な配慮が必要な子どもへの適切な対応

- ・医療的ケア児や発達障がい児等、特別な配慮が必要な子どもに対応できる体制の整備が必要

(2) 在留外国人の在園児や保護者への適切な対応

- ・日本語が堪能でない保護者への丁寧な対応や食文化等への配慮などが必要

(3) こども誰でも通園制度への対応

(4) 子どもの主体性を重視した保育の実現(不適切な保育の防止含む)

- ・施設の垣根を超えた研修や区による保育園へのきめ細やかな巡回相談等を実施することで、現場の保育士に寄り添った対応が必要

(5) 子育て家庭への支援

- ・子どもと家庭に関する相談件数が増加し、その内容も複雑化している状況にあるため、保育園の相談機能の強化や必要に応じて子ども家庭総合センターと連携するなど、子育てに関する悩みの解決や虐待などの未然防止等の取組が必要

3. 保育施設が果たしていくべき役割

○区内の保育施設数は急増している状況であるため、公立私立問わず、全ての保育施設が協力・連携する必要あり

(1) 保育の質の確保・向上

- ・保育施設への指導・管理体制の強化や特別な配慮が必要な子どもへの対応を進め、保育の質の確保・向上を図る。

(2) 保育サービス充実に向けた連携強化

- ・地域における課題解決に向けて、地域内の保育施設の連携を強化

(3) 地域の子育て拠点としての役割

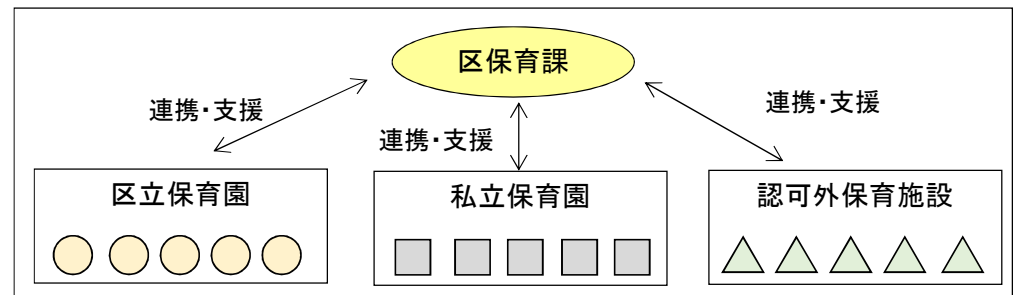
- ・在宅育児家庭を含めた全ての子育て家庭に対応する拠点としての役割
- ・支援が必要な家庭の早期発見と継続的な支援を実施

4. 役割を果たしていくための体制

○保育施設が質の高い保育サービスの提供に向けて役割を果たしていくためには保育ニーズに迅速な対応が可能な連携体制を整備することが必要

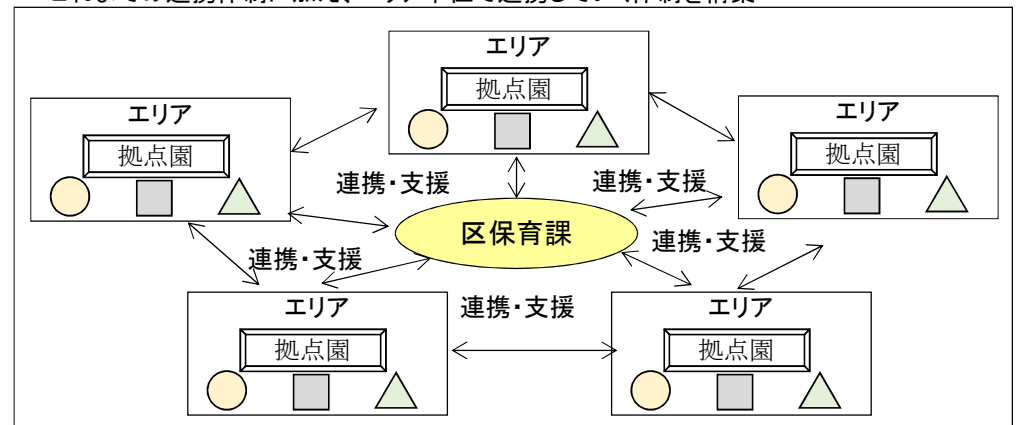
(1) 令和元年度版策定以前の体制

- ・保育課が保育園に対する指導監査や巡回指導、園長会や連絡会等の保育園同士の連携・情報共有の場を設定



(2) 今後目指していく体制

- ・これまでの連携体制に加え、エリア単位で連携していく体制を構築



4. 役割を果たしていくための体制(続き)

(3) 地域(エリア)及び拠点園

① エリア

・区内を5つのエリア(①南千住、②荒川、③町屋、④尾久、⑤日暮里)に分け、各エリア内の保育施設同士のネットワーク化を引き続き図っていく。

② 拠点園

・各エリアの核となり他の保育施設を支援・調整する役割を担う「拠点園」を各エリアに1園ずつ設置

【未来に向けた保育施策のあり方(令和6年度版)における拠点園構想】

令和6年4月1日時点

エリア		拠点園	エリアネットワークの規模							保育 定員 (人)
No	地域		施設数							
			区立 ※1	公設 民営	私立 ※2	認証	家庭 福祉員	その他	合計	
①	南千住	第二 南千住	2	5	8	1	1	1	18	1,501
②	荒川	荒川 さつき	3	0	7	1	2	1	14	981
③	町屋	原	1	0	6	1	0	2	10	917
④	尾久	熊野前	3	1	10	2	2	0	18	1,351
⑤	日暮里	西日暮里	3	0	18	3	8	0	32	1,654
合計			12	6	49	8	13	4	92	6,404

※1 汐入こども園を含む。

※2 認定こども園、地域型保育事業を含む。

5. 取組の方向性(令和元年度版から継続)

(1) 保育の質の確保・向上に向けた取組み

① 巡回訪問の実施

・巡回体制強化に向けて拠点園が地域内の保育施設への巡回訪問を実施

② 特別な配慮が必要な子どもへの対応

・医療的ケア児や発達障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの保育サービスの提供
・拠点園に保育コンシェルジュ等を派遣し、保育相談体制を整備

(2) 拠点園の体制強化

・拠点園を地域の中核と位置づけ、担当係長及び担当職員を配置

(3) 拠点園を中心としたエリアネットワークの連携強化

① ネットワーク会議の実施

・拠点園が、地域内保育施設の参加するネットワーク会議を主体的に実施

② 公開保育・合同研修の充実

・拠点園が第三者視点による公開保育や合同研修を主体的に実施

(4) 地域の子育て拠点としての支援

① 地域・異世代間交流事業の実施

・信頼関係構築に向けた子どもと地域との交流事業の実施

② 支援が必要な家庭の早期発見及び対応

・虐待予防に向けて区立保育園と子ども家庭総合センターとの迅速な連携を図り、支援が必要な家庭の早期発見と継続的な支援を実施

6. 区立保育園の民営化等

(1) 区立保育園の民営化

・拠点園以外の区立保育園は、地域の保育需要等の状況により、段階的に民営化若しくは閉園
・民営化の形態(指定管理制度、公私連携型保育所制度など)については、区の状況等を踏まえて検討
・運営事業者は公募により選定

(2) 民営化のスケジュール

・在園児や保護者への配慮や運営法人の準備期間を考慮したスケジュールで実施
・各園の具体的な民営化や閉園に係るスケジュールは保育需要等を勘案しながら検討

(3) 財源・人材の活用

・拠点園以外の区立保育園の民営化等により生じる財源と人員を活用し、拠点園の司令塔としての機能強化等、今後さらに多様化・複雑化する新たな保育ニーズに対応する体制を整備